

『世事見聞録』の窮民

白川部 達夫

はじめに

窮民という言葉は、古くからあるが、急速に使われるようになるのは天保期からであった。これ以後、明治初期にまで窮民は世直しの「主体」として、また時代の危機的様相を示すキーワードとして使われた。^①

窮民という言葉は、富民に對置して使用された対立概念であった。^② 窮民―富民という分割は、それまでの社会分割のあり方と異なったものであった。近世社会は、身分制の社会であり、武士と百姓・町人という身分区分（分割）が行われ、民衆運動も通常はその範囲で行われてきた。百姓一揆、町民一揆という形態をとり、それぞれ独特の結集と行動の様式があった。これにたいして窮民―富民は階級的分割であり、それを前提とした闘争が行われた。

窮民―富民は、村にも町にも存在するもので、身分制が解体し始めて、生まれる分割概念であった。こうした分割基軸、あるいは視座の転換は、天保期に急激に進んできたのであるが、ここではその前段階の文化末年に成立した『世事見聞録』の記述のなかから、一九世紀初頭の窮民認識を探ろうとするものである。

『世事見聞録』は「序」によれば文化一三年（一八一六）の成立で、著者は武陽隠士と署名がある。^③ 本書を紹介した

瀧川政次郎の解説では、江戸の比較的余裕のある武士の手になる著述ではないかとされている。瀧川の紹介により、本書は江戸後期の世相批判の代表的著述として知られるようになった。その対象は武士・百姓・町人・寺社など諸身分に及んでいるが、ここでは「百姓之事」を中心に検討する。この「百姓之事」は、ほぼ全編が、百姓の困窮と窮民を論じており、この点で、この時期の大系だった窮民論としての位置を占めているからである。以下、同書の窮民論を紹介してみることにするが、ここで紹介するのは武陽隠士の理解であって、現実がどうであったかとは、別の次元のことである。しかしその理解の仕方を通じて、当時の現状認識を把握することができる。その意味で、ここでは一九世紀初めの窮民認識を知る上で、貴重な素材といえる。

一 融通弁利の世と窮民

武陽隠士は、まず現状を融通便利の世となつていとらえる。状況認識は必ずしも否定的ではない。しかしその弊害も当然あり、隠士の批判の対象となる。これが治平の弊で、太平の世が続くと、人々が奢侈になり、それが窮民を生み出しているというのである。

さて融通弁利は世を賑はし人を補ひ、この上もなき体に見ゆれども、さにあらず。右体貧福偏り、或は奢り、或は窮し、その間に利欲の徒、余多出来て、民を荒すなり。

ここでは、融通弁利は貧富の偏りを生み出し、奢侈による奢りと困窮を増し、そこに利欲の者が出て民を苦しめるのだという。その様子について、江戸周辺や京・大坂・国々の城下に近い場所や町方に近いところでは

菜も大根も錢に替り、花も薄も価に拘はる土地は、民の本意は失せて、人を誑かして利を貪る悪しき知恵になり、

また絹縮緬その外すべて高料なる物産を仕出だす所の民は、これ利益の道に賢くなり、或は田畑にも桑・麻・梨子・柿・藍・棉・紅花・紫根・牡丹・芍薬・葛・百合・芋・烏芋・蓮根などを植え、五穀を疎みて利を貪る事を欲し、諸事の懸引き商人の心持にて、⁵⁾

と、五穀を嫌つて、さまざまの特産品を作付けして、商人化していることを指摘する。隠士の言う融通弁利とは、農民が特産品の作付けを積極的に展開する状況のことを指している。このことは隠士から見ると、「利益の道」にはしる事態が憂慮されことになった。それだけではなく、つぎのように問題を指摘する。

さて村役人始め福有なるもの、又は産業そのほか売買利潤の道に入りし民、右の如く奸智になりて、上たる人をすら犯し欺く程なれば、目下なる右の愚昧の小前百姓をば犯し掠むること思ひやるべし。⁶⁾

村では、村役人や富裕な者、産業や売買利潤にかかわる者が成長して、小前百姓を掠めるといふ。天明飢饉後、寛政改革を経て文化期に入ると、天候は安定して、豊作が続ぎ、社会はひとまず安定した。そういうなかで、一八世紀後半から展開した特産地化や諸営業、いわゆる小商品生産の発展が開花するようになる。隠士の理解は、そのような状況を反映したもので、奢侈と困窮を結びつけた単純なものではない。

上を凌ぎ下を犯す奸悪は、みな融通弁利によりて、有余なる者の所業にて、窮民には曾てなし。是の如く民の融通弁利により、利欲奸悪に移り、悉く曲ものとなり行く事、世に怠るの第一なり。⁷⁾

そこで治平の弊の根源は、有余なるものが上を凌ぎ下を犯す所業を行うことにある。窮民はそのようなことはない。また有余なるものの所業のために、農業専一の窮民も変わらざるを得ない。

本業一凶なる窮民も、段々変化し、尤も産業のほか融通の道を行ふべき元手なければ、兎角悪しき道へ入るべきより外になく、⁸⁾

しかし元手がないので、とかく悪の道に入るようになるというのである。

二 融通弁利と地域の盛衰

そこで武陽隠士は、融通便利には地域差があり、それによって民のあり方も異なっていると理解している。その点について、つぎのように述べている。

五畿内近辺、また近江・伊勢国などは、悉皆善民は失せて、利欲悪逆に変ぜしやうなり。この国に元来売買利潤の道早く行はれし故、小前百姓に至るまで皆利欲、かの辺の土風は、先づ損益の勘定が第一番になり、世の義理はその次へ廻りて、有りて無きが如し、

畿内周辺は売買利潤の道が早くから行われており、融通便利の地であった。このため小前にいたるまで、損得勘定が一番で、義理はあつてないようだというのである。こういう土地では農業だけでは続かないので、色々利欲の道に入るのが悪くなるが、産業や利欲の道に遠い国は人数が減つて田地が荒れているという¹⁰。経済発展の差により地域のありようが変わっていることを指摘している。

融通弁利の地は賑かになりて、右に云ふごとく奸智を生じ、また不融通不弁利の地は、人家減じ、荒地潰家のみ出来るなり。関東の内にも常陸・下野は過半荒地・潰家出来る由¹¹。

融通便利の土地は賑やかになるが、不融通不便利の地は、下野・常陸のように農村荒廃現象を生じるといふ。当時江戸でも、下野・常陸の農村荒廃は注目されていた。松平定信の『宇下人言』にある江戸に近い関東の農村では、人々が江戸の繁盛に惹かれ、農業を嫌つて出てしまうために激しい農村荒廃に見舞われたとする理解が著名である¹²。しかし松平

定信には経済発展のなかでこれをとらえる視点は見当たらない。この点、武陽隠士の見方は、一歩踏み込んだものがあるといえる。そこでさらにつきのよう論点が展開される。

御当地（江戸＝白川部）隣り合ひの国々は、みな運送通用宜しきゆえに、御当地の余沢それ〴〵に廻り合ひ、（中略）さほど人数は減らず。¹³

江戸周辺地域は、江戸の繁盛の余沢が廻るのでそれほど、衰退はしないという。また遠国は、いくべき賑わいの地がないので、下野・常陸ほど減らないともいう。隠士の地域区分の基準は「都会に近き遠きは右の損得あり」とあるように、¹⁴都会の近いところは、都会に流入して人口減少が激しくなり、遠いところは都会に出たくても出ることがむずかしいので忍んでいるというもので、繁盛の地として都会があり、この経済作用に周辺地域が巻き込まれているというようなものであった。

三 民の本性と利潤の道

ところで隠士は、理想的だった時代を元禄・享保期とみている。

元禄・享保の頃までのごとく、民業次第に厚くなり行くやうにありたきものなり。¹⁵

そこで民の本性とそれがなぜ、利潤の道に入り込むようになるのかを領主の政策を交えて論じる。

全体士民は利潤の道に浅く、天性愚鈍にて根氣薄く、力量浅く、我が生まれたる土地を都よりもよき所と思ひ込み、上を恐れ、他人に交はる事を厭ひ、殊に他国に行く事を怖れ、いかにも剛毅木訥にてありたきものなり。君子は徳に懐き、小人は土に懐く古語の通り、一体民の土地を大切に心得るは天性自然なり。¹⁶

隠士はまず、土民の本来の気風は天性愚鈍で他へ出たがらない朴訥なものであるととらえる。それなのになぜ、生所を離れて、利益の道に出ようとするのかと問う。そこで隠士は昔のように課役失費のことがなければ、耕作のほかの余業や融通弁利がなくても済むことだと指摘する。

元来土地あれば人あり、人あれば土地あるの道理にて、土地ありて人の住み兼ねるといふはあるまじきことなり。くれぐれも世に奢侈と利潤の事なくば、困窮も起らず、利欲にも移らず、人も動かず、かやうにはなり行くまじきなり。¹⁷

土地あれば人ありというのは、隠士の基本的考え方、『世事見聞録』の終章「土民君之事」の冒頭には、

土あれば民あり、民あれば君あり、土と民と君と、これ天下の三宝といへり。土の万物を生育する、これ仁なり。民の耕作する、これ仁なり。君の制度、これ仁なり。天地の間、仁を離るゝ事なし。¹⁸

とあり、土・民・君を天下の三宝だとしている。しかし現実には、奢侈と利潤により人々は窮民となって土地を離れていく。その奢侈の働きについては

今貴人高位を始め、世上の奢侈安逸の費、また融通利潤の損、皆この土民に押し懸るゆえ困窮起り、よんどころなく利潤の道に落入りて、天然の性質も世の義理も失ひて、右のごとく利欲の弊、俗となれり。¹⁹

と支配階級の奢侈の失費や融通利潤の損害が、土民に押しかかるので、やむを得ず利潤の道に入り、困窮して行くのだと指摘している。ここでは奢侈は土民が行うのではなく、貴人・高位のもの、あるいは有余のものが行い、その負担を押しつけられ困窮するのが土民だととらえている。そこで大名・領主は利潤の道を抑えるのではなく、奨励さえするので、事態は深刻なものとなるという。

今は国主領主の政事みな利勘にして、或は運上を取り、或は金銀を貸し附けて利足を取り、或は諸産物そのほか諸

商売の道を専ら教ふるなり。民またこの政事に励み懷きて利益の道を競望するなり。国主領主またこの利益の道をいふ民を殊のほか鼻屑して、御国益を勤むるものなどというて、賞美するなり、²⁰⁾

ここでは国主・領主が国益をもとめて国産政策を推進し、これを提言する民（豪農商）を推奨することを批判している。こうした政策は、隠士から見ると仁政を失い利欲を憎むことを忘れ、「天然の民情」に親しませることをしらない「外本内末・争民施奪」の「虚政事」だというのである。²¹⁾ こういう政策のもとで、「有徳人一人あれば、その辺に困窮の百姓二十人も三十人も出来」として、その状況をつぎのようにいう。

耕作の間に或は駄賃を取り、或は日雇に出で、或は手業その外の業をなせども、遠国の事なればさのみ助成にもなり兼ねて、身も心も落ち付くべき所なし。（中略）寒気は乏しき焚火の影を頼み、苧を編み、糸をとり、機を織りなどいたし、或はその機の代錢をも前借などして、商人など勝手俣なる安き直段に差引かれ、又は種々の難儀を唱へ、余計のものを添取られなどして、跡に残る徳分なく、²²⁾

窮民は、食料もたりないので、駄賃取り・日雇いその他の手業で稼ぎを目指す、遠国なのでたいした助けにもならない、夜には苧編みや糸取り、機織をするが、商人から元手を前借りしたり、買ったたかれたり、余計な経費を掛けられるので残る徳分はなく、ややもすれば元手を失う。それでも金銭を得る手段が乏しいので、やむを得なくやっている。昔はこういう産業がなくてもやっていけたのに、領主や富裕なものが土民を貪るからこういうことになるとしている。

隠士の政事批判には、全体に民の天然の情は、朴訥なものとする意識があり、儒学的な愚民観が見られる。その点ではありきたりの認識といえるが、一方で大名・領主が国益をもとめて諸産業奨励し、そこからの収奪を目指している状況を把握している。またそのもとで窮民が、諸稼ぎに深く巻き込まれていく事情と、それにもかかわらず商人の吸着などにより困窮していく様相を的確に指摘している。

四 窮民を出す仕掛けと天下国家を治める職分

続いて隠士は、窮民が出るのは、構造的な仕掛けがあるからだと指摘する。また窮民を創り出しながら、憐憫を加えない状況があると批判する。その例として、土民を他所に出さない国があるとして、これを批判する。

国風になりて、土民を一円他所へ出ださざる制度あり。薩摩・肥前・阿波・土佐など殊のほか嚴制なり。紀州は望みの通り他所へ出だせども、何までも遁さず、子孫までも繋ぎ置くなり。非道なり。加州・仙台は年季を定めて出だし、年季中帰らざれば、出奔の格にするなり。⁽²⁴⁾

というのである。どこまで事実であるかは別であるが、あまりに苛政なので、人まで「陰氣」になったり、「虚偽」が多くなるという。近世初期に改作法の成功により藩政への高い評価を得た加賀藩も、隠士によれば苛政で土民の「背延び兼ね」るほどだと酷評されている。⁽²⁵⁾ 窮民は、他所へ出稼ぎに出るか、「非人乞食」になって廻国するしかないのに、それができないので窮死するしかない。⁽²⁶⁾ 他国へ人を出さないのは乱世の風儀で、天下一統の世には自他の差別はないはずである。

他国へ出づる事を禁じなば、その替りに困窮窮まりしもの行き立つべきやうに手当を致し遣はしなば、尤もにもあるべきが、さもなく土地に堪へ兼ね、難儀は更に構はず、無体に動く事を禁ぜしむるは非道なり。これ窮民を縛り置きて、締め殺すなり。⁽²⁷⁾

それなのに、出国を禁じるならば、それなりに窮民が生きていける手当をすべきであるが、それもない。それでは窮民を領国に縛り付けて、締め殺すも同然だという。さらにその制度上の欠陥をつぎのように批判する。

今国主領主たるもの、かゝる窮民の底に心を用ゆる事を忘れ果て、身の栄花にのみ誇りて、土民を虐げ、殊に国住居を嫌ひ、江戸住居を好む大名、極めて奢侈強くして、多分のものを江戸へ運び出だして、国内を枯らし、国民の食糧を奪ふなり。⁽²⁸⁾

今の国主・領主は窮民を救うことを忘れて、身の栄花に誇り、土民を虐げ領地の富を多分に江戸に運び出して、国内を枯らしているという。ことに江戸住まいを好んで、国住まいを嫌う大名が多いという。参勤交代で江戸住まいを強制されている大名も、時代とともにそれに慣れて、むしろ江戸の華やかな生活を好むようになった現実をとらえている。しかしこれは参勤交代制度が行われている限り、解消されない制度的矛盾でもある。したがって隠士は窮民ができる仕掛けを江戸好み大名、武士の奢侈にもとめているが、根本は制度的矛盾にふれる批判でもあった。

そこで隠士は、武士の職分とは何かを問うことで、これを戒めようとする。

当世は右の如く、悉く国民を滅損し、窮民の弥増出来るやうの仕懸けなり、忍びざる事ならずや。天下国家を治むる職分は、民を安んずるにあり。民を安んずるは、窮民を救ふにあり。窮民を救ふの心を失ひては、天下を治むる職分を失ふなり。⁽²⁹⁾

天下国家を治めるのは、民を安んずることにあり、それは窮民を救うことにあるのだと論じる。ここで窮民は、政事が救うべき対象として価値を認められた存在として位置づけられる。近世前期の大名の百姓成り立ち政策のなかでは、百姓は律儀百姓と徒百姓に二分され、後者は排除されるべき存在であったが、近世後期の窮民は、国主・領主が天下国家を治める職分をはたすにあたって、救済しなければならぬ対象であった。またこれに取り組まなければ、国主・領主はその職分をはたせず、職分を失うとされている。しかし窮民が苦しんでいるのに、これを救うことがないので、「四海困窮せば、天禄永く終る」ことになるといふ。⁽³⁰⁾後年、大塩平八郎が拳兵の檄文に記した文言が、隠士の危機感として

表されている。さらに「仁政は天道に叶ひ、神仏の心に叶ふ」のであるが、これをしないため、天災が起きる。「この窮民に仁政あらば、右体の天災も降るまじきか」と天譴を指摘している。³²⁾

五 望ましい制度と貧福平均

そこで、隠士にとって、望ましい制度、仁政とはどのようなものであろうか。隠士はつぎのようにいう。

神君様、民は活かさず殺さずと仰せられしとなり。(中略)今は右の如く福有人はほしいまゝに活かし置き、窮民は右の如く捨て殺しにするなり。爰において、福有に過ぎざるよう、貧窮に過ぎざるやうの制度ありたきものなり。³³⁾

隠士は、家康の言葉とされた百姓は活かさず、殺さずという例言を引いて、現在の状況は富有人を自由に活かしておき、困窮人は見殺しにしているとする。その上で、富有に過ぎないように、また貧窮に過ぎないように望ましいと指摘する。隠士は、世の中の発展も、奢侈も必ずしも否定しない。一応はそれも受け止めながら、過ぎていくことが問題だとするのである。おなじように、望ましい改革も、富有・貧窮いずれも、過ぎないようにすべきだというのが主張となっている。その観点から、会津藩の改革について紹介している。

この十ヶ月以前に奥州会津領のものに承りしは、かの領分も近來福民貧民悉く偏り、そのうち貧民多く出来て、既に潰百姓ども余多出で来たり行く勢ひなるに依つて、領主にて改革を行ひ、富民の所持せし田畑を取り上げ、貧民に割き与へ、村別に甲乙なきやうに、貧福平均したると云ふ。³⁴⁾

隠士が最近、会津藩のものから聞いたこととして、同藩で貧福の偏りが甚だしくなり、潰百姓が多く出たので、土地改

革を行い、富民の土地を取り上げて、貧民に与え、貧富を平均したことを紹介している。さらに同藩では大規模な百姓一揆も起きたので、今回の土地平均では、きつと騒動が起きるだろうと覚悟して改革を実施した。しかし何の動きもなく、貧民は喜び、富民は田畑を取り上げられ、恥辱にあった程度で終わったという。⁽³⁵⁾そこで一応は、「これ善政なり」と評価する。しかしこれは望ましいことではないと批判する。

右の制度善政にはあれども、政道の本意に違ひし仕方なり。政道の道は、おのづから福有の過ぎざるやう、また貧窮の余りなきやうになり行く所を取るべきものか。⁽³⁶⁾

政道の本意ではなく。本来は自ずから富有・貧窮の過ぎないように導くことが大事だとするのである。さらにつきのように批判する。

遠国辺鄙に住む人は、執政の身たりとも、扱も一徹短慮にて、無慈悲なる事をいたすものなり。右の如く一涯にして最々田畑は死ものとなるべきか。⁽³⁷⁾

田舎の人は、執政の身であっても一徹短慮で、無慈悲なことをするとかなり厳しい批判を行っている。またこうした一律の処理は田地を、「死もの」とするという。解釈がむずかしいが、恐らく、気ままに田地を取り上げて、再配分するなどの権力的な処理は、農民の土地所持を不安定にして、土地売買の意味を失わせるので、当然田畑の価値もなくなってしまうというのである。そして貧富が過ぎない制度は、一国一領の主だけではできないことで、日本国中一体でなければならぬ。したがって公辺の仁政の処置を仰ぎたいとしている。⁽³⁸⁾

隠士の云う会津藩の田畑均分は、同藩の寛政改革で行われた再配分のこと、一定の成果をあげた。同じ頃、伊勢の津藩でも均田の計画が出たが、こちらは反対の百姓一揆が起きて破綻している。経済関係の進んでいた伊勢では、上からの再配分には激しい反対が出たのであった。⁽³⁹⁾

寛政八年（一七九六）の津藩の一揆では、中以上の百姓は先祖の土地を持ち伝えた上で、儉約と勤勉により余裕を生み出し、田畑を買い込んで身上をあげ、年貢を怠りなく納めているのに、田畑を取り上げられるのは心外である。困窮百姓は、贅沢をして困窮したのに田地の配分に預かるのはおかしいと主張したとされる。一揆物語の記述なので、どこまで正確かはわからないが、おおむねこうした不満はあり、これが小前百姓まで巻き込んで、一揆となったと考えられる。隠士のいう田畑が死にもものになるというのも、津藩の一揆で唱えられた、勤勉な努力が無駄になること含んでいるといえよう。

六 有余のものと奢侈

最後に、隠士が窮民の対極にある有余のものをどう見ていたかについてふれておく。隠士は、「富める百姓」は身分を忘れて、奢りをかまえて、家も結構を尽くし、公儀や大名・領主へ冥加金や用立金を出して苗字帯刀・扶持米などを許されて権勢をふるう¹⁰。さらに宮門跡などに近づいて、用達しや家来分となつて、我儘を行う。耕作を下男女にまかせて、自分は美服を着て、何事も武家の礼式などを取り入れて贅沢な饗応などを行い、浪人などをかかえて武芸や遊芸を学ぶ。或いは公事出入を好んで、小さいことも大事とする。または自分の心に叶わないと、非道なことも取り次がず内済にさせる。自分の遊興を村入用に割り込ませて小前に負担させ、小前を困窮させているとする。そしてその富についてつぎのようについて。

福有は、元はみな小前百姓より絞り上げたものにて、他所より取り得たる福有にはあるべからず。その上右体自身耕作も致さぬものなれば、己が骨肉より繰り出したる有余にもあらず。みな工夫・差略にて、愚昧を相手にて強

欲非道を行ひ、その土地の潤沢を拾ひ上げ、或いは金銀を貸して高利を取り、質地を取り、わづかの金銀を貸し置きて、年来利に利を積み、終にその地所を我がものとするとか、⁽⁴¹⁾

彼らの富有は、耕作しないもので、自分の「骨肉」から出たものではなく、小前百姓から強欲に拾ひ上げたものであるとする。自分の耕作「骨肉」からでた富については、当然認めているが、有余のものの富はそうではないと批判している。津藩の一揆で言われた儉約と勤勉によつて得られた富で、田地を買つて富有になつたとする主張と、自分の耕作から出た富を認める点では共通項があるものの、隠士が認識している現状の富有は全く評価が逆転している。この観点のズレは幕末維新期にも繋がるものとなっている。

右体犯しあつめたる余情を以て福有者となり、後には他所へも運び出して、身の栄花を尽すなり。これらの年々に潤沢を締め上げて、常に奢りを極め、そのきに誇り、また他所に持ち出すに依つて、自然とその土地衰微するなり。⁽⁴²⁾

そして、その土地の富を他所で使えば、その土地は衰微すると、荒廢の原因を指摘する。この点では、大名・領主が江戸での奢侈のために、領地を衰微させていることと同じ認識であつたことがわかる。有余のもの、大名・領主の奢侈とその負担の転嫁が、小前百姓を困窮に追い込んで、窮民を増加させる仕掛けになっているというのが、隠士の見方であつた。そこで有余のものが小前百姓をむさばれば、対立も激しくなる。

百姓の一揆徒党など発る場所は、極めて右体の福有人と困窮人と偏りたるなり。百姓の騒動するは、領主地頭の責め誣ぐる事のみにはあるべからず。必ずその土地に有余のものあつて、大勢の小前を貪るゆえ、苦痛に迫りて一揆など企つるなり。⁽⁴³⁾

隠士は、百姓一揆のなかに、領主と百姓の対立だけでなく、有余のものと小前の対立も含まれていると指摘している。

世直しへ向けて、打ちこわしが激しくなっている現実を踏まえているといえる。

おわりに

以上、『世事見聞録』の窮民論を紹介した。それによれば、窮民は世の中が融通弁利になった弊害として、貧富が偏って生まれてきたものとされている。またその内実は、絹・縮緬など高価な産物や五穀を疎んじて桑・麻・藍・綿・紅花など商品作物の栽培に傾く、いわゆる小商品生産の展開のなかで、村役人や富有のもの、売買利潤にかかわるものなどが、小前百姓を掠めるために貧富が偏るのだとする。

また融通弁利には、地域差があり、五畿内・近江・伊勢では売買利潤の道が早くから行われ、賑やかになるが、人々が損得勘定を一番にするようになり、常陸・下野などの不便の土地は人口減少が起きるとする。繁盛の地として江戸を始めとする都会があり、その経済作用に地域が巻き込まれている状況をとらえている。

隠士は土民は本来、剛毅木訥で土地を大切に思うのは天然自然の情であるはずが、実際には、土地から離れて窮民化しているが、これは大名・領主が奢侈を行い、融通弁利の損を土民に転化するからであるとする。その上、大名・領主は国益を求めて、諸産業・諸商売などの利益の道を唱えるものを「賞美」するので、小前百姓はますます利益の道に追いつき込まれ困窮するという。駄賃取り・日雇いその他芋編みや糸取り、機織りなどに励んでも商人の吸着で、たいした助けにもならない。それでも金銀を得る手立てが少ないのでしかたなく働くが、ときには元手も失ってしまうありさまであるという。

隠士は、大名・領主が江戸での奢侈を好み、この失費を国元から調達しようとして富を吸い上げるので、地方は衰微

する仕掛けとなつてゐると指摘する。そして天下国家を治める職分は民を救うにあり、それは窮民を救うにほかならないとする。ここでは窮民は救済の対象とされ、排除されるものではなかつた。その救済が行われないので、天道にかなわず、天譴が起きているという。

そこで貧富の偏りを均す事例として、会津藩の均田政策が紹介される。隠士は一応これを「善政」と評価しつつ、政道の本意にはかなわない、無慈悲なことをすると批判する。こういう一律なことをすると田畑は価値を失うというのである。伊勢の津藩の均田反対一揆でも、儉約と勤勉で買い集めた田畑を再配分すれば、努力のしようがないという批判が起きており、均田とこれにたいする批判が幕末維新期まで続いた。その原型が生まれているところにこの時代の特徴があるといえよう。

隠士は、有余のものについて、身分を忘れて奢侈に走っているが、その富は小前百姓から絞り上げたもので、自身が耕作して得た「骨肉」から出たものではないと批判する。津藩の一揆では、富裕な百姓は儉約と勤勉で田畑を買い集めたのだと主張する。隠士も自身の耕作で得た「骨肉」から出た富を否定するものではない。この点では、両者とも勤勉によつて得る富は正当なものという認識がある。勤勉論による富と土地所有の正当化という動きがあつたことが認められる。それ自体は、近世の当初から百姓の意識のなかにあつたものであるが、貧富の偏りのなかでそれがとくに厳しく問われるようになるのは、幕末維新へかけてのことであつた。隠士は、それを前提にしても、現状の富裕なものは、強欲非道や高利の貸し付けで、田畑を質に取つて蓄えたもので、正当なものではないとするのである。また彼らが富を持ち出すので、地域はますます衰微するとしている。さらに近年の百姓一揆は、領主と百姓の対立というだけでなく、有余のものと窮民との対立が原因になっていると世直しへ向けて打ちこわしが激しくなっている現実を指摘している。

『世事見聞録』の議論には文化から文政期にかけて窮民言説が社会認識として本格的に展開を始めたことが表されて

いる。その場合の窮民は、小商品生産の展開に媒介、析出されたもので、領主より救済されるべき対象として位置づけられた。その後、天保期に民衆運動の高揚とともに、幕末維新期の社会認識のキイワードになっていく。また天保期頃から、富民―窮民分割に、勤勉―怠惰というコードが組み合わされる。二宮尊徳仕法などは勤勉を奨めるなかで、怠惰を切り捨てる方向を内包する。勤勉は富、怠惰は貧窮するのが当然とする意識が近代化の意識として文明開化などで喧伝される。そうして市民社会が伝統的民衆社会から分割される過程が進んでいった。『世事見聞録』の窮民論はその始発の状況を示すものとして貴重なものといえるのである。

注

(1) 幕末維新期の変革主体として、佐々木潤之介は豪農・半プロ論を提起して、半プロレタリアートにこれをもとめた(佐々木潤之介『幕末社会論』塙書房、一九六九年など)。これにたいし豪農・半プロ論を相対化するために、落合延孝・深谷克己はより実態的な歴史用語である窮民に注目して、世直しの主体を没落の危機に瀕した小農民まで幅広く含めてとらえることで百姓―探の延長として世直しを位置づける方向を拓こうとした(落合延孝「世直しと村落共同体」(『歴史学研究』別冊特集、一九八二年度大会報告、歴史学研究会、一九八二年)、深谷克己「世直しと御一新」(同『増補改訂版・百姓―探の歴史的構造』校倉書房、一九八六年、初出一九八二年)、『民

衆運動』解説(日本近代思想大系⁵⁵、岩波書店、一九八九年)。落合・深谷らの見解は、歴史実態に即して、民衆運動を捉える一定の意義があったが、窮民という言葉が使われていた当時の社会意識の構造分析をふまえていなかったため、その変革的意義について理解を欠いていた。この点についてはかつて指摘したことがあるが、本論文は、この点の検討を深めることが狙いである。

(2) 窮民言説の変革性については、白川部達夫「世直しの社会意識」(岩田浩太郎編『社会意識と世界像』民衆運動史二、青木書店、一九九九年)、同「世直しと土地所有観念の変容」(明治維新史学会編『講座明治維新』一〇巻、有志社、二〇一六年)。

(3) 武陽隠士著本庄栄治郎校訂、瀧川政次郎解説『世事見聞録』(青蛙書房、一九六六年)。以下、『世事見聞録』何頁と略記する。なお『世事見聞録』を随所に引用しているものに青木美智男「村

方騒動と民衆的社会意識」(歴史学研究会他編『講座日本歴史』
六、近世二、東京大学出版会、一九八五年)があるが、窮民
観念についての検討はない。

- (4) 『世事見聞録』 一〇七頁。
- (5) 『世事見聞録』 一〇七頁。
- (6) 『世事見聞録』 一〇九頁。
- (7) 『世事見聞録』 一一〇頁。
- (8) 『世事見聞録』 一一一頁。
- (9) 『世事見聞録』 一一一頁。
- (10) 『世事見聞録』 一一一頁。
- (11) 『世事見聞録』 一一一、一一二頁。
- (12) 松平定信著・松平定光校訂『宇下人言・修行録』(岩波書店、
一九四二年) 一一二、一一四頁。
- (13) 『世事見聞録』 一一二頁。
- (14) 『世事見聞録』 一一三頁。
- (15) 『世事見聞録』 一一三頁。
- (16) 『世事見聞録』 一一三頁。
- (17) 『世事見聞録』 一一四頁。
- (18) 『世事見聞録』 三二七頁。
- (19) 『世事見聞録』 一一四頁。
- (20) 『世事見聞録』 一一四頁。
- (21) 『世事見聞録』 一一四頁。
- (22) 『世事見聞録』 一一八頁。

(23) 『世事見聞録』 一一八、一一九頁。
(24) 『世事見聞録』 一二七頁。
(25) 『世事見聞録』 一二七頁。加賀藩では改作法で百姓成立を唱え
て成果をあげたが、『世事見聞録』の書かれた二年後、文政二
年、藩主前田斉広は藩重役への親書で「貧民成立」を指示し、
改革の推進を訴えている(『加賀藩史料』二二編、侯爵前田家
編輯部、一九三九年)。同じ時期の十村の上書でも、『世事見
聞録』と同様に五〇年ぐらいの間に、百姓が農間余業に商売
などを始め窮民化していったことが指摘されている(若林喜
三郎『加賀藩農政史の研究』下巻、吉川弘文館、一九七二年、
七七四頁)。ここに百姓成立から貧民成立の転換が認められる。

- (26) 『世事見聞録』 一二七頁。
- (27) 『世事見聞録』 一二七頁。
- (28) 『世事見聞録』 一二七頁。
- (29) 『世事見聞録』 一二八頁。
- (30) 高野信治「民」の選別と救済」(『歴史学研究』九七七号、
二〇一八年)。
- (31) 『世事見聞録』 一二八頁。
- (32) 『世事見聞録』 一二九頁。天譴論については、岩田浩太郎『近
都市騷擾の研究』(吉川弘文館、二〇〇四年) 三章(初出、
一九九四年) 参照。
- (33) 『世事見聞録』 一二九頁。
- (34) 『世事見聞録』 一二九、一三〇頁。

(35) 『世事見聞録』 一三〇頁。

(36) 『世事見聞録』 一三〇頁。

(37) 『世事見聞録』 一三〇頁。

(38) 『世事見聞録』 一三〇頁。

(39) 深谷克己『藩政改革と百姓一揆』(比較文化研究所、二〇〇四年)
二二四頁。

(40) 『世事見聞録』 一〇〇～一〇一頁。

(41) 『世事見聞録』 一〇一頁。

(42) 『世事見聞録』 一〇一頁。

(43) 『世事見聞録』 一一八頁。

付記 本論文は二〇一八年一〇月二三日の近世史フォーラム(於東京大学)において報告したものを若干の修正加筆を行って掲載したものである。